

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



法人ニュース ゆざわ

令和3年8月25日発行



2021
第17号

発行所 公益社団法人 湯沢法人会
(湯沢商工会議所内)

〒012-0826 湯沢市柳町一丁目1-13
TEL 0183-78-0211 FAX 0183-73-2900

令和3年度 第9回定時総会開催



5月25日、第9回定時総会が湯沢グランドホテルで開催した。

議事は、令和2年度の事業報告、令和3年度の事業計画及び収支予算を報告。決議事項では、令和2年度決算承認の件、任期満了に伴う役員選任案承認の件について上程され、異議なく満場一致で承認された。また、理事会において、高橋厚二副会長、大高直幹理事、富谷公治監事の退任により石田潤(理事)氏を副会長に、新理事には(株)丸大工機商会 高橋信雄氏、(有)伊藤漬物本舗 高橋明美氏、(株)ささき 佐々木明子氏を

選任、阿部誠一理事を監事に選任した。

今年度の主な事業は、インボイス制度に係る事業者の登録申請に関する周知や税の情報発信、租税教室、税に関する標語・絵はがきコンクールなどを中心に活動、さらには社会貢献活動も積極的に実施。

総会終了後には、全国法人会総連合の役員功労者表彰として副会長 佐藤清次副会長、和賀幸雄理事、佐藤孝一理事、伊藤康朗理事が受賞された。

女性部会定時報告会開催



6月17日 日本料理福富において、女性部会定時報告会を開催した。

議事では、①令和2年度の事業報告並びに収支決算について、②令和3年度事業計画並びに収支予算について、③任期満了に伴う役員改選について上程され議案通り承認された。役員改選では、高嶋部会長が再任された。

事業については、絵はがきコンクールを中心に活動予定であるが、コロナ感染症の状況を見極めながら事業を進めたいと挨拶。

青年部会定時報告会開催



7月28日 湯沢グランドホテルにおいて青年部会定時報告会を開催した。

議事では、①令和2年度の事業報告並びに収支決算について、②令和3年度事業計画並びに収支予算について、③任期満了に伴う役員改選について上程され議案通り承認された。役員改選では、折原部会長が再任された。

部会長より、事業については例年通り実施予定であるが加えて会員加入勧奨を是非お願いしたいと挨拶があった。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行って参りました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。 |

2. 中小企業投資促進税制

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。 |

3. 中小企業の設備投資支援措置

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備(仮称)が追加されたうえで、2年延長されました。 中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました。 |

[地方税]

1. 固定資産税の抜本の見直し

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に限り、税額が増加する宅地等(負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る)及び農地(負担水準が100%未満の土地に限る)については、令和2年度の課税標準額と同額となります。 |

[その他]

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。 |

2. 少子化対策

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。 |



事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から
消費税の仕入税額控除の方式として

「適格請求書等保存方式」 (いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された
請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

特設サイトへ



詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出など
の手続きがインターネットで
行えます。

電子申告で
効率UP!



e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

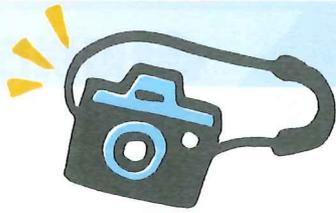


法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索



カメラトピックス (活動状況)

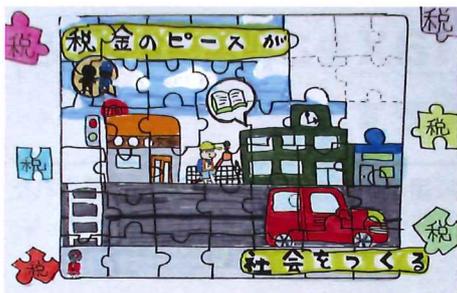
法人会は・健全な経営・正しい納税・社会貢献をテーマに活動する経営者団体です。

小学生 「税の絵はがきコンクール」

税に関する絵はがきコンクールを女性部会が主催し、管内の小学6年生を対象に、今回は湯沢西小ほか7校に応募を呼びかけたところ184の作品が集まりました。

審査には高嶋部会長はじめ副部会長のほか、湯沢税務署の酒井署長と武石統括国税調査官が審査に加わっていただいた。

慎重なる審査の結果、湯沢税務署長賞には三梨小学校の菊子夢結さん、秋田県連へは右記の児童10名の方が推薦された。さらに優秀な作品は東北六県女性部会の選考会へ推薦され、当部会推薦の雄勝小学校の根岸寧音さんが県女連会長賞を受賞された。



(一社) 秋田県法人会連合会女性部会連絡協議会 会長賞
雄勝小学校 根岸寧音さん

| 名前 | 学校名 | 標語 |
|----------|------------|---------------------|
| ネギシ 寧音 | 湯沢市立雄勝小学校 | 税金のピースが社会をつくる |
| シバタ リンカ | 湯沢市立雄勝小学校 | 税金がみんなの暮らしを支えている |
| フタナベ アヤネ | 湯沢市立雄勝小学校 | 税金で明るい未来を実現させよう! |
| マツオカ カレン | 湯沢市立雄勝小学校 | みんなで作ろう明るい暮らし |
| スズキ レイジ | 羽後町立高瀬小学校 | 税で守るみんなの暮らし |
| オオサワ 優史 | 湯沢市立山田小学校 | みんなの税金は未来を支える大事な力 |
| カサネキ 友菜 | 羽後町立三輪小学校 | 税をばらう君は、、日本のヒーローだ!! |
| ツカハシ ユウマ | 湯沢市立稲庭小学校 | 税金の力で明日を笑顔に |
| ナガノ ヨイ | 湯沢市立湯沢西小学校 | 納められた税金は、みんなのために |
| タキサワ クルミ | 湯沢市立湯沢西小学校 | 税金が支えている社会 |



湯沢税務署長表彰
三梨小学校
菊子夢結さん

【 社会貢献活動 】



7/21 湯沢市教育委員会 和田教育長並びに羽後町教育委員会 大久保教育長を訪問し、小学校6年生を対象としたプログラミング教材を寄贈した。



【 決算期別法人説明会 】



4/19 決算手続を行うに当たっての留意点等を説明し、適正な法人税等の申告を目的に湯沢税務署法人税担当者による説明会を開催。

よき経営者をめざすものの団体・それが法人会です。

【 租税教室を開催 】



青年部会による租税教室を開催した。例年は年度後半の事業として開催してきたが、小学校6年生を対象とした租税学習が年度初めに実施されることから、当教室も5月から7月末で8校で開催した。租税教室は社会生活における税の役割やその意義について考えさせ、身近な税に対する理解を深めてもらおうと毎年開催している。授業では税金の種類や税金がどのように使われているのか、役立っているのかを解説（上写真、雄勝小学校6年生の授業風景）途中ではDVDにより、税金のある社会、税金のない社会がどのように生活に関わってくるのか、分かりやすく解説されており、より理解を深めていたようだ。最後には税金の使い道を決める国・県・市の議員の方々、その議員の方々を決める選挙の大切さを伝えた。また、1億円のレプリカを実際に持っていただくと（下写真、西馬音内小学校の児童）その重さに感嘆の声と同時に金の大切さを実感していた。

湯沢税務署定期人事異動

令和3年7月10日付け（順不同・敬称略）

新任（ ）は前勤務先

- 署長
大谷 忠吉
(東京国税局 調査第四部 第55部門 統括国税調査官)
- 総務課 総務課長
館 昌弘
(仙台国税局 徴収部 特別整理第三部門 総括主査)
- 総務課 総務係 主任
西尾 侑記
(湯沢税務署 調査部門 法人課税担当 国税調査官)
- 総務課 管理運営担当 上席国税徴収官
坂田 千枝
(横手税務署 個人課税部門 (所得担当) 上席国税調査官)

- 調査部門 個人課税(所得)担当 上席国税調査官
久杉 弘通
(山形税務署 個人課税第四部門 上席国税調査官)
- 調査部門 個人課税(資産)担当 上席国税調査官
佐々木 順治
(湯沢税務署 総務課 管理運営担当 上席国税徴収官)
- 調査部門 法人課税担当 国税調査官
高橋 伶佳
(秋田南税務署 審理専門官(法人課税事務担当) 国税調査官)

転出（ ）は新勤務先

- 署長
酒井 智也
(仙台国税局 調査査察部 調査管理課 調査第一部門 統括国税調査官)
- 総務課 総務課長
川宮 雅樹
(大河原税務署 総務課 総務課長)

- 総務課 総務係
生川 亨
(気仙沼税務署 個人課税部門 (所得担当) 国税調査官)
- 調査部門 個人課税(所得)担当 上席国税調査官
齊藤 俊彦
(秋田南税務署 特別調査官(開発調査)付 上席国税調査官)

退職

- 調査部門 個人課税(資産)担当 上席国税調査官
土田 秀博

会員募集中
ご紹介をお願いします。

法人会では、自らの向上と社会への貢献に参加できる喜びを共に分かち合える仲間を募集しております。



重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F)
TEL 018-833-5121

AIG AIG損害保険株式会社

秋田支店/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)
TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームが あなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
**おひとり様^(※1) 月1回^(※2)のご相談まで
無料で利用いただけます。**

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

 Medical Note

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。



ご利用はこちらから



会員証
シール

法人税確定申告書を提出する際に右記法人会会員シールを切抜き別表一の下
の欄中央に貼付して提出してください。※別表一(申告書提出用の正本)

会員証  秋田県法人会

←キリトリ線